第７回 北広島市外部評価委員会　会議録

日時：平成２３年９月２６日（月）
午前９時３０分～11 時１６分
会場：本庁舎　２階　会議室

出席者
評価委員　天羽　浩、神沼幸子、小松直之、澤井將美、村川　亘
事務局　　岩泉企画財政部長、工藤行政推進課課長、西澤主査、武田主査、川口主査

会議の要点を付記し、正確を期するためにここに署名する。

委 員 長　　村　　川　　亘

署名委員　　澤　　井　　將　　美

○ 評価の判定基準について

委員長：前回、懸案になっていました評価基準について、皆さんのところにあらかじめ届いているかと思いますが、判定基準について事務局の方から説明をお願いします。

≪　事務局から資料に基づいて判定基準について説明　≫

委員長：事務局の説明に基づきまして、皆さんそれぞれ、各自の評価をした評価意見及びランク付けについて、改めて統一した基準により意思を確認したうえで、付けていただいたという形になります。

○ 事務事業評価の検討について

事務局：本日お手元に配布した資料の中で、右側に「平成 23 年度外部評価」の欄に意見と評価とランクとありますが、そこの色塗りしているところが、各委員さんから修正のあったものであります。

前回の評価等から変更になっているものは、№50「保育園地域活動事業」意見と評価が変更になっております。

№51「子育て支援ネットワーク事業」は意見のみ変更しております。評価、ランクについては変更にはなっていません。

№52「子育て支援短期利用事業」及び№54「ファミリーサポートセンター事業」では、意見と評価が変更になっており、ランク付けについては変わっておりません。

２ページと３ページについては変更がありません。

４ページの№251「成人式開催事業」と№253「青少年健全育成振興事業」については、ランク付けが変更になっており、意見と評価については変更ありません。

№254「青少年健全育成連絡協議会支援事業」については、評価が変更になっております。

続きまして５ページでは、№645「休日等給水サービス業務委託事業」の意見とランク付けが変更になっています。

№647「水道第５期拡張事業」のランク付けが変更になっております。

№652「下水処理センター整備事業」と№653「下水道管理システム整備事業」については、意見、評価、ランク付けがそれぞれ変更になっております。

Ｄ委員：追加させていただいてよろしいでしょうか。５ページの№681「石狩東部広域水道企業団繰出金」のランク付けを「Ｂ」にしていただきたい。それから６ページの№648「配水管改良事業」も同じくランクを「Ｂ」にしていただきたい。№651「下水道整備事業」こちらについても、ランクを「Ｂ」にしてください。以上修正をお願い致します。

委員長：前回の討議を踏まえて、意見、評価及びランクの変更になった部分で、説明が必要と思う部分について協議したいと思います。

最初に私の担当部分で、№50「保育園地域活動事業」については、前回事務局の説明と私の理解が違っていましたので、説明を受けた上での見直しと言うことで「保育園の開放

など活動内容の一層の工夫を望みたい。」とし、「見直し」だったものを「現状継続」に変更致しました。これは前回の事務局の説明を受けて、また、私自身が理解をしたということで一部直したものであります。
　これについて何かご意見等ありますか。

（各委員特に意見無し）

委員長：それでは№51「子育て支援ネットワーク事業」ですが、ファミリーサポートセンター事業と思っていたのが子育て支援センター事業ということで、紛らわしくて間違えてしまいました。ただし、評価とランクは同じであります。
　これについては、何かご意見等ありますか。

（各委員特に意見無し）

委員長：№52「子育て支援短期利用事業」ですが、前回は受け入れ先を複数確保せよと言っていたのですが、現実的に無理だということが分かりましたので、このように直しました。「シェルター機能を高めるためにも、委託先である養護施設を複数確保する努力を促したい。」今は一つしかないので、何かほかに対策を講じなさいと、義務的に強い口調を改めたということです。「見直し」を「現状継続」に致しました。
　これについてご意見ありますか。

（各委員特に意見無し）

委員長：№54「ファミリーサポートセンター事業」ですが、№51 との関連で、主に協力会員の拡大を望みたいと意見を入れ、「現状継続」と修正しました。
　これについて、ご意見等ありますか。

（各委員特に意見無し）

委員長：私の担当は以上でございます。
　4 ページの№251「成人式開催事業」のランクが「C」から「B」に変わりました。№253「青少年健全育成振興事業」のランクが同じく「C」から「B」に変わりました。これの説明がありますか。

B委員：この前は事業間と言うことを考えていませんでしたので、施策内でのランク付けと言うことで、変更させていただきました。
　ただ、№253「青少年健全育成振興事業」で、もう一度見ていただきたいのですが、実施内容が青春メッセージの開催で、参加者が 250 名となっているのですが、内容が中学生の発表者が各学校から６人、市Ｐ連の研究大会の前に青春メッセージを発表するというもので、子どもたちが殆ど参加していない。事業の目的が「生きる力を育て健やかでたくましい子どもを育成するための活動を推進する」と言うことであれば、青春メッセージの開催は少し違う感じがしています。

ただ、「青少年の体験交流事業」は不登校の子どもたちの体験交流事業で、参加者 160 名となっており、「現状継続」の評価で「B」としまして、「多くの子ども達が参加するように内容を工夫する必要がある。」としましたが、どうでしょうか。もっとたくさん参加するようにしてほしいということで「B」にしたのです。

委員長：むしろ子どもたちが参加するようにと言うか、青春メッセージという言葉を入れた方がいいのではないですか。会場に来る人がたくさんいても意味がありません。青春メッセージを書こうとする子どもたちの参加数を増やせばいいので、そこのところを強調されれば良いのではないですか。

B委員：はい、わかりました。
№254「青少年健全育成連絡協議会支援事業」も同じ施策内でということで「現状継続」、実施内容が健連協としてやっていることではなくて、その中の構成している人たちが実施していることを書いてあり、内容が違うのではないか。それと繰越金の問題と、補助率の問題で疑問があり、前回は「見直し」としてのですが、事業内容的にはそのまま実施すべきだと思いまして、「現状継続」と変えました。

委員長：これについては、皆さんどうですか。よろしいですか。

（全委員了承する。）

委員長：これで良いということにします。
次が、5ページの№645「休日等給水サービス業務委託」です。

C委員：これは他市の方式をもう一度調査してほしいということで事務局にお願いして、回答がきました。業者の業界が休日輪番制を敷いてとあるのですが、一切行政が税金面ではかかわっていない形なので、これはやはり研究する価値があるということから、前回の原稿では、「その方式も研究して従来通りの発想は改めるべきであろう。」と強く書いたのですが、文面としては、「その方式も研究する価値ありと考える。」としまして、ランクも「D」から「C」に変えました。

委員長：これについては、ご意見はありませんか。

D委員：よろしいのではないでしょうか。

委員長：これは行政に努力を促すということですね、要するに、今までのやり方ではなくて改めるべきものがあるのだから、研究する必要がありますと、注意を喚起している。よろしいですね。それではそのようにします。
№647「水道第5期拡張事業」ですが、ランクが「B」に代わっております。

D委員：基本的に私のところの各事業は、インフラ整備と言うか、生活に非常に密着した事業で、このような事業がなければ、市民に非常に不便をかけるようになると思う。予算のラ

ンクとしては、「Ａ」と言うとらえ方をしていたのですが、先程の説明を聞きまして、ランクとしては「Ｂ」で良いということで修正させていただきました。

委員長：そうしますと、№681、№648 及び№651 も同じでしょうか。

Ｄ委員：そうです、全部同じです。

委員長：№652「下水道処理センター整備事業」について説明をお願いします。

Ｄ委員：№652「下水道処理センター整備事業」については、前段の部分を修正しております。一般的にはバイオマスと言う折角大きな設備投資をしているわけですから、稼働率が非常に低いので、こういう意見に修正しました。事業の評価としては「現状継続」、前回は「拡大重点化」としておりましたが、修正しております。

委員長：ご意見ございますか。よろしいですか。

（全委員了承する。）

Ｄ委員：№653「下水道管理システム整備事業」については、評価は「見直し」にしていたと思いますが、前回の委員会の時に事務局から説明を聞きましたので、それを踏まえた形でこういう意見に修正しております。管理システムの多様性に対応するためには、高度なテクニックなり専門性が要求されているということから、ソフトを単に購入してやれるものではないという話でありましたので、それを踏まえて評価も「見直し」から「現状継続」とし、「Ｃ」と修正しております。

委員長：これについては、ご意見ございますか。

（各委員特に意見無し）

委員長：ありませんね。
それでは、これはこの通りとさせていただきます。Ａ委員の№140「家族介護支援事業」について説明をお願いします。

Ａ委員：意見のところで前段の部分ですが、この事業は「おむつ代を支給する事業が事業費の９割を占める。・・・必要な事業である。」を前回の議論を踏まえて、付け加えたということです。

委員長：これについてご意見ございますか。

（各委員特に意見無し）

委員長：よろしいですね。それでは、事務事業については、幾つか論議を踏まえた修正があり

ましたが、以上のような形でまとめるということで、最終的には、まだ追加修正があれば意見を出していただくことにします。

事務局：№645「休日等給水サービス事業」について市町村名ではなく、「他市では」としてはいけないでしょうか。

Ｄ委員：市町村名を記述しない方がよいかもしれませんね。

委員長：それでは、「隣接他市では」としましょう。

Ｄ委員：そして「対応しているところもある。」とした方が良いのではないでしょうか。

委員長：そうですね、断定して、よく調べたら相違していたら困るということで、他市の例を研究せよというのが趣旨であるということだけは理解していただくということでいいですね。

それでは、事務事業については、以上でまとめていただきます。続きまして、補助金評価をお願いします。

○ 補助金等評価の検討について

委員長：この順番で行きますが、「住民集会所備品整備費補助金」これについて説明をお願いします。

Ｄ委員：意見欄に書いているとおりでございます。「地域住民のコミニュティ活動を円滑に進めるために供する汎用的な備品の整備であり、受益者も２分の１費用負担することとしており補助の妥当性は認められる。」ということで、公益性は「4 点」で、必要性の（1）については、社会情勢に一応合致しているということで「3 点」、（2）では「4 点」、効果性については、各地域住民にいきわたっているということで評価としては「5 点」、それから費用対効果も認められるということで「4 点」、適格性については、それぞれの効用に基づいて補助事業を行っているということで「5 点」、合計としては「33 点」で、見直し基準のところでは 30 点以上 36 点未満の「Ⅳ継続」になりました。

委員長：これについて何か質問等ありますか。

（各委員特に意見・質問等無し）

委員長：ありませんね。それでは、２つ目の「公益活動事業補助金」をお願いします。

Ｄ委員：特定非営利活動促進法に基づいた団体や公益性の高い活動を行う団体等を支援するもので、また、市民参加・協働を推進するために有効な補助と認められるという判断をしましてこのような意見にしております。公益性については、非常に高いということで「5 点」、

必要性についても社会情勢に合致していると認められますので「4 点」、（2）の「真に補助すべき事業・活動･･･」は少し疑義のあるところですが「3 点」、効果性の（1）では「4 点」、（2）は「3 点」、適格性は特に問題がありませんので「5 点」で、トータル「34 点」、見直し基準の適用は「Ⅳ継続」としております。

委員長：これについてご意見ありますか。必要性と効果性に 3 点がありますが、選択論議の中でありました、どんな活動内容を評価するかと言うことまで我々は踏み込めないので、このあたりで汲んでもらいたいという趣旨かなと思います。

事務局：「特定非営利活動促進法に基づいた公益性の高い活動・・」となっていますが、ＮＰＯ法人だけではなくて、普通の公益活動団体も対象になりますので、「特定非営利活動促進法に基づいた団体や公益性の高い活動」としていただきたいと思います。

委員長：要するに「等」を入れて、法律に基づいた団体だけではありませんよと言うことですね。

それでは次の「太陽光発電システム等設置補助金」これについての説明をお願い致します。

Ｃ委員：これについては、国としても力を入れている事業なので、評価の意見としては、積極的な補助が必要であろうという姿勢で評価しています。23 年度以降の目標件数が現件数より低いのは納得いかないとしました。要するに行政サイドとしても現件数をもっと伸ばすべく補助金の増額を視野に入れるべきではないだろうかとあえて書きました。

評価としては、必要性については両方とも「5 点」、効果性はそれほどあるのかなと思い平均点の「3 点」、トータルで「33 点」と言う形で評価しております。

委員長：これについてのご意見はいかがですか。

Ａ委員：目標数が低いというのは何か理由があるのですか。

事務局：特に聞いてはいないのですが、おそらく予算の関係もあるでしょうし、需要の関係の見込みだと思います。結構設置費用が高いものですから、見込みが難しいと思います。

Ｃ委員：結構高いものですから、興味は持っていても、補助の率によって躊躇している人がかなり多いのではないでしょうか。市としての積極性が感じられないのです。

委員長：趣旨は非常によくわかりますが、文章の表現を調整されたら良いのではないでしょうか。委員会の全体の意見としてまとめるときに、あまりにも個性的な表現ではないかと思いますし、もう少し配慮すべきだというニュアンスだろうと思います。そのような趣旨は生かして表現は私と事務局にお任せ願いたいのですが。

Ｃ委員：もっと前向きにしてほしいと思います。

委員長：表現について、事務局と相談をさせてください。

次の「地域土木振興補助金」をお願いします。

Ｃ委員：主に市街化調整区域ですが、私有地に対しての土木工事の施工について補助金を出すということです。これは必要であり、補助すべき事業であると認められるとしか評価としては書けないと思います。補助金に対しての費用対効果は非常に高いので「5 点」にしまして、合計で「31 点」と言うことで「Ⅳ継続」としました。

委員長：これについて、ご意見はございますか。

（各委員特に意見無し）

委員長：ありませんね。この通りにします。
続きまして、「老人クラブ連合会運営費補助金」についてお願いします。

Ｂ委員：老人クラブの全体の活動を支援する事業ですが、補助金評価調書の中に新設の老人クラブに対して備品を貸与すると入っているのですが、この事業の中にはないので、削除した方が良いのではないかと思います。事務事業評価調書には老人クラブ連合会に 333 万 7 千円、老人クラブ備品貸与で 41 万 8,624 円となっていますので、今回の評価対象の補助金は老人クラブ連合会の 3,337 千円だけが対象となるのではないかと思います。
補助金の殆どの部分が単位老人クラブの助成金なので、これで良いのかと思いましたが、参加率が加盟 31 団体で会員数が 1,324 人ということです。今、65 歳以上が 13,414 人ですが、老人クラブに入っている人に聞いてみますとほとんど増えていない、かえって減っていると言う話も聞きます。内容的にもっと地域の高齢者が沢山参加するような老人クラブの活性化を連合会で行う必要があるのではないか、と意見として書きました。
公益性は「4 点」、必要性の（1）が「4 点」、（2）は「3 点」、効果性の（1）が「3 点」、（2）は「4 点」、適格性については、繰越金が額は少ないのですが、それと補助金の割合がこれでいいのか疑問でしたので「4 点」にしました。合計は「Ⅳ継続」で「30 点」にしました。

Ｄ委員：隣接市町村では、老人クラブに入られる方は対象からみて、実際加入率はどれくらいの比率なのですか。わずか 10％ですよね、老人クラブの活動内容について、加入率からみても地域住民は殆ど知らないのではないでしょうか。

Ｂ委員：65 歳過ぎたら、老人クラブから入会案内があるのかと思いましたら、無いのです。個人的にこういう活動があるから来ないかとか、個人的にしか誘われていない。

委員長：要するに対象者に対して加入者が少なすぎるという言葉を一言入れたらどうですか。もっと強く訴えたらどうですか。

Ｂ委員：でも皆さん多分入らないですよね。

委員長：要するに入ってもためにならないというか。

Ｄ委員：まだ、老人ではないという意識の人も中にはいますから。

委員長：若いうちから入らないと老人クラブは活動できないから、若い老人からはいらないといけないでしょう。６５歳は無理でも、７０歳近くなったら自動的に入るような促し方と言うのが必要なのではないか。

Ｄ委員：ただ、１０％程度の加入率で 333 万７千円も出していいものかどうかということになりますね。

委員長：加入率が少なすぎる。１割しかいないということを入れて、もう少し強調されてはどうですか。強調して是非そこのところ検討をお願いする。その部分はＢ委員に一工夫していただきたいと思います。続いて交通安全運動推進委員会交付金をお願いします。

Ｂ委員：この交付金は交通安全に関する組織が沢山あり、すごく難しくて困りました。

交通安全推進委員会交付金の内容ですが、委員会の事業は、交通安全教育の実施、広報啓発事業、交通安全活動団体の育成事業、街頭啓発活動、交通安全市民大会の開催、交通事故抑制対策への協力となっています。

構成員はすべての小・中学校、高校、大学、町内会、老人会あらゆる団体、それと市長、副市長、教育長、消防長や事業所などほとんどの人が関わっております。具体的には、交通安全推進委員を推薦していますが、交通安全推進委員の人件費は交付金からではなく、交通安全推進事業という市の事業の中から出ています。

ただ、この人たちが実施している事業に関する経費は、交付金の中から支出されていますので、こうした経費については、市の交通安全担当課に移した方が良いのではないかと言うのが意見です。

資料を見ますと、市の担当でやっていることと交通安全運動推進委員会でやっていることが重複していて、交通安全運動推進委員会で予算を付けなくても良いのではないか、その分は市民環境部の交通安全担当に移管したほうが良いと思いました。と言うことで、公益性は「４点」、必要性の（1）は「4 点」、（2）は「3 点」、効果性の（1）は「4 点」、（2）は「3 点」、適格性も「3 点」にして合計「29 点」で、「Ⅲ見直し」にしました。

Ｄ委員：人件費ですが、23 年度以降０円で、22 年度は 720 万円、0.8 人工という形でおかしいのではないかと前に照会しましたが、この人件費については確認していただきましたか。

事務局：23 年度以降も 0.8 人工ということでした。交通安全運動推進委員会の規約の中で事務局を市民課に置くと規定されています。市の職務規定でも北広島市交通安全運動推進委員会に関することと規定されております。

Ｄ委員：実際に、役割分担としては、市が相当かかわった中で、資料の補足説明の中で市民課の職務、交通安全指導等の職務が載っていますが、それぞれの職務の企画立案関係等すべて市でやっているのではないですか。

事務局：実態としてはそうです。

Ｄ委員：ここまで予算付けしてする必要があるのかという感じもします。

委員長：交通安全運動の高まりの中で、自治体は交通安全協会を応援するという形で推進委員会はできたのだろうと思うのです。安全協会と推進委員会とメンバーが同じなのです。

安全協会はいわゆる事業仕分けの対象になって、警察官の天下り先になっているとずいぶん批判を浴びていますが、これはそんなに額が大きくないので批判の対象になっていませんが、非常にマンネリ化している動きなのです。

費用対効果などは、安全運動を行なっているので良いと思えば、なくても良いのです。要するにポスターを配って、あとはパレード、そのようなものですから、何かどこかでメスを入れるというのは意味があると思います。個人的にはそう思います。

北広島だけではなく、全国、全道がそのような仕組みになってしまっている。それを疑問に思えば、疑問になるし、思わなければずっとそのままになってしまう。これはそういうものなのです。

Ｄ委員：実態として現場的な費用に対しての補助ですね、そうするとそれだけの補助が必要なのか、やはりこのような推進委員会と言う組織は全国的にあるのではないでしょうか。

委員長：委員会の仕事を市の職員が公務としてやったらどうなのですか。公務としてやっても大して変わらないのでしょう。

Ｄ委員：交通安全推進委員だとか、学童指導員、交通安全指導員とか現場的な方たちの上に推進委員会があるということですね。

各界の代表者が集まって現場的な事業活動を実施しているわけではなく実態は、推進委員や各指導員が活動を担い運営しているというのであれば、そのように事業名を改める案もあると思います。

なおかつ、実際に事務分掌として、ほとんど市が実施しているとするならそこまでの費用が必要なのだろうか。180 万円のお金はどのように使われているのですか。

Ａ委員：ここで移すというのは、市民課が直営で実施するという意味なのでしょうか。

Ｂ委員：そういう意味ではなくて、推進委員等は市で雇用しているのに、その人たちの実施している事業にかかる経費を交付金の方から支出しているようなので、それは市の事業で支出して交付金でやる必要はないのではないかと言うことです。

Ａ委員：交付金ではなくて、直営の事業費が出ていくということでは相対的には変わらないと思うのです。事業自体を否定してやめた方が良いというのであれば、そういう意見にした方が良いと思うし、交通安全事業にポスターなどは不要だからもういらないというのであれば交付金は廃止するというようにすれば良いと思います。

Ｄ委員：市の事業費としては、直接事業費で 14,000 千円位、なおかつ、人件費として 7,200 千円と言うことで 22,000 千円ほどかけています。直接事業費の中には 1,800 千円の交

付金が入っていますが、市がこの事業を直接担当しているのであれば、市が経常的な業務としてやれば良いだけの話にならないのかなと思いますがどうなのでしょう。

Ｃ委員：結局、見直しになっているが、評価意見がどこをどう見直しすれば良いのかよくわからない。適格性は「3 点」なのですか、これは市民課に移管した方が良いということで 3 点にしたのですね。そうすると、その辺をもう少し書いてもらわないと、何を見直しすれば良いのか分からない。見直しで良いとは思います。

Ｂ委員：交通安全推進委員会でやっているということが、全然見えてきません。子ぐまクラブや自治会に補助金をだしていますが、推進委員会でそこまでしなくても良いということですね。

事務局：この補助金については、原課と話をして、具体的に市に移行できないかといったことを確認しますか。

Ｄ委員:交通安全推進委員会の役割がはっきり見えるようにすべきではないのかなと思います。補足説明をいただいていますが、ここでは何も触れていない、委員会の役割が何なのか触れていないのです。指導員や推進委員の職務には触れていますが、委員会の職務には何も触れていない、だから見えてこないのです。

私も「見直し」で良いとは思うのですが、評価意見のところはもう少し強く書かれた方が良いと思います。

委員長：交通安全推進委員会として会合は、交通安全運動の時に決起集会のような形で実施しています。ですからそこは、事務的に協議をする場ではなくて、セレモニーなのです。

事務的協議は市の職員と現場で働いている推進委員とで決めますが、市が勝手に決めるているという形ではなく、委員会で決めている形をとっている。見直すのは大いに結構なのですが、どこをどのように見直しするとの指摘をしないと昨年と同じように予算づけされてしまうのです。

Ａ委員：交付金なのでこれに使いなさいということにならないのです。交付金ではなくて業務委託のような形式にできないのですか。

事務局：補助金と交付金のあり方もあると思いますし、そこまで踏み込むかということもあります。

Ａ委員：役割分担の話なので、補助金としては廃止するということで良いのではないですか。

委員長：どうもみえない点がある。実態として分けられるものや、このようにしないと予算執行上不都合が生じますということなど実態について聞いてみる必要があると思います。

Ｄ委員：交付金は交付金で良いと思うのですが、委員会の中身が見えないような形です。実施報告もきちっと見なければならないことにもなります。

委員長：そのあたりを事務局とＢ委員で詰めてください。

Ｂ委員：やめるというのは難しいですね。

委員長：やめても別に良いのではないでしょうか。委員会から抜けるので、道にも負担金を払いませんが、交通安全運動は市が責任を持ってこのようにやりますからと言えばそれまでだと思います。
　それでは次に移ります。自治会等交付金お願いします。

Ａ委員：内容は１世帯当たり 400 円を各自治会に交付するというもので、連合の場合１世帯 100 円です。市内で 160 位の自治会がありますが、おおよそ８割位の世帯が加入しています。仕事の中身としては草刈りやごみステーション管理等を行っています。結論としては必要な事業であるので、公益性必要性については「5 点」、効果性の費用対効果の測定は基本的にできませんので、「3 点」にしています。適格性のところで補助金の使途、監査機能はありませんので、ここも「3 点」と言うことで、合計は「36 点」で「Ｖ継続」になります。

委員長：特に意見がなければ、次の社会福祉協議会をお願いします。

（各委員特に意見無し）

Ａ委員：社会福祉協議会の点数としては、効果性の費用対効果は「3 点」にしました。それ以外は全部「5 点」で、合計は「38 点」になり「Ｖ継続」としました。評価意見のところは、44,000 千円のうち 39,000 千円の９割５分が人件費となっており、業務の内容としては、行政の補完的な業務を行っているということです。

委員長：これについてのご意見ありますか。
　評価意見の社会福祉協議会は各市町村に設置されているとあるが、ここまで説明しなくても良いのではないかと思ったのですが、いかがですか。

Ａ委員：それは良いと思いますが、一般的にこの補助金は何の補助金か分からないと思いまして、事業費なのか、人件費なのか、私も９割方人件費だと初めて知りましたので。

委員長：それは生かしまして、前段の１・２行はいらないと思う。それと一番最後の費用対効果の測定が困難とあり、効果性のところで３点を付けた説明であると思うのですが、これが例えば２点、１点とか言うのであれば、説明がいると思うが、「３点」であればこの１行の文書までいるのかなと思うのですが、どうでしょうか。

Ａ委員：上のところで、他のところは基本的に５点にしているので、ここだけ３点にした理由をあえて書いたものですが。

Ｄ委員：この費用対効果は計量的に測ることができないと思います。この事業が本当に必要な

事業なのか、交付金として出すのが、本当にどうなのかという観点も少し加えて勘案していく場合に、計量的に測定できないのであれば、このような文言はあえて入れなくても良いと思います。

Ａ委員：社会福祉協議会の場合は、基本的にこの事業自体は必要だというのは議論の余地はないと思うのですが、その中であえて３点を付けた理由をわかり易く書いたということです。本来全部５点であるはずのものが３点になっているのはなぜかということをあえて書いたのです。

Ｄ委員：例えば、効果性の費用対効果のところで１点とか２点と言った場合には、多分公益性だとか必要性は、傾向として小さくなると思うのです。

委員長：要するに、費用対効果が認められないということも言えないですね。判断のしょうがないのでわからないと、正直な言い方なのでしょうが、効果が認められないからや実施しなくても良いのかと言われると、そこまでは言い切れない。

Ａ委員：そうではなくて、効果はおそらくあるだろう。だけど客観的な数字はないというのをあえて書いています。

委員長：全体の答申案の作成の意見の書き方で、何故ここまで強調しなければならないのかという気もします。

Ａ委員：それでは、「一方から・・」を削除してください。

委員長：そのように取りまとめるということに致します。

最後になりますが、体育協会補助金ですが、この通りランクとしては「３３点」の「Ⅳ継続」であります。ここで市民スポーツの活動参加を促すためにも体育協会の補助は必要である。受ける体育協会については、市が本来実施しなければならない事業を委託した協会が果たしてその通り実施しているかということがあります。２１年度は実施していたが２２年度は実施していなかったとか、細かいものを挙げると少し気になるところがありますが、総体的に見て、妥当なやり方ではないかと判断しています。どうでしょうか。ご意見ありませんか。

Ａ委員：下のコメントからしますと、上の必要性の点数を上げた方が良いのではないですか。

委員長：必要性の事業活動の目的や内容等が社会経済情勢に合致しているかという部分ですが、「４点」を「５点」にします。

そうしますと、合計が「３３点」から「３４点」になります。他にありますか。

なければこれにて、補助金に関しては終わります。Ｂ委員はご苦労様ですが、見直しした方が良いのではないかと言うのは共通した意見ですので、どこをどうすればいいのかというところは事務局と協議していただいてということでお願い致します。

本日の予定された案件はこのようになりました。今後の委員会の日程についてはどうな

りますか。

事務局：次回は１０月１３日の９時半で調整させていただきます。
　また、評価はほぼ固まりましたので、大まかな方向ということで内部的に使わせていただきますので、御了解いただきたいと思います。

委員長：それではほかになければ、本日はこれにて終了いたします。ありがとうございました。
どうもご苦労様でした。